

三重県信用保証協会 信用保証料率表 (抜粋)



(令和6年4月1日現在、単位：%)

区分	制度名	責任共有	料率区分 (注1)									特別小口 (注2)	会計参考 引(注3)	有担保 引(注4)
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
協会 制度	一般保証 (普通保証、無担保保証)	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	根保証 (手形貸付)	対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.90	○	○
	根保証 (手形割引)	対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.85	○	○
	当座貸越根保証	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	0.85	○	○
	事業者カードローン当座貸越根保証	対象	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.85	○	○
	超長期一括保証	対象	—	—	—	—	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	ビルドプラス	対象	—	—	—	—	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	コラボみえ	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	小口零細企業保証 (全国小口)	対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	—	○	○
	事業承継特別保証 ※専門家確認あり	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	経営承継借換関連保証 ※専門家確認あり	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.90	○	○
	特定社債保証	部分保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	SDGs特定社債保証	部分保証	1.60	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	—	○	○
	経営安定関連保証 1～4号・6号	対象外	—	—	—	—	—	0.90	—	—	—	0.75	○	—
	経営安定関連保証 5・7・8号	対象外	—	—	—	—	—	0.68	—	—	—	0.75	○	—
創業関連保証 (再挑戦支援保証を含む)	対象外	—	—	—	—	—	0.90	—	—	—	—	○	—	
スタートアップ創出促進保証制度	対象外	—	—	—	—	—	1.10	—	—	—	—	○	—	
真珠・黄鳩茶・黄鶏茶に対する保証	対象外	—	—	—	—	—	1.35	—	—	—	—	○	○	
県 制度	小規模事業資金 一般扱いその1	対象	1.50	1.40	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	小規模事業資金 一般扱いその2	対象	1.50	1.50	1.30	1.15	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	小規模借換資金	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	○	○
	事業承継フォロー資金	対象	0.75	0.60	0.45	0.30	0.20	0.10	0.00	0.00	0.00	—	—	—
	創業・再挑戦アシスト資金	対象外	NPO法人以外 0.60		スタートアップが強い 0.20		移住創業支援強い 0.40		—			—	○	—
	セーフティネット資金	対象・対象外	0.44 (対象)			0.60 (対象外)			—			—	○	—
	設備投資促進資金 一般扱い	対象	1.10	0.95	0.75	0.55	0.35	0.20	0.20	0.20	0.20	—	○	○
	経営力強化資金 中小企業サステナブル経営推進扱い	対象	1.35	1.25	1.05	0.90	0.75	0.70	0.65	0.45	0.30	—	○	○
市制度	四日市市中小企業振興資金	対象	1.10	0.95	0.75	0.55	0.35	0.20	0.00	0.00	0.00	—	○	○
	四日市市独立開業資金	対象外	—			0.30または0.60			—			—	○	—

(注1) 財務その他の経営に関する情報を基に、リスク計測モデル (CRDモデル) により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定します。これに定性情報を加味して料率を決定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。

①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がない方

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない方

③金融機関からの借入れ (当該保険関係に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する方

(注2) 特別小口保険 (責任共有制度対象外) を利用した場合は「特別小口」の欄に表示された料率を適用します。

(注3) 会計参考を設置していることを確認できる事業者について、表示利率より0.1%を引き下げます。

(注4) 担保の提供がある場合は、表示利率より0.1%を引き下げます。

▶ 上記以外の保証制度に係る信用保証料率につきましては、当協会までお問い合わせください。

VI

三重県信用保証協会保証料率表 (抜粋)